

「高齢者福祉」は 継続協議に

第7回合併協議会が10月7日、各務原市産業文化センターで開催されました。

会ではまず、前回の協議会で委員から資料提供の依頼があった「公共的団体」の一覧表と、新市建設計画策定にかかるアンケート調査の結果について、事務局から報告がありました。

その後、第5回で継続協議となっていた「町名、字名の変更について」は、「川島」の名称を残すことが承認されました。また「使用料、手数料の取扱い」など、新たに提案された7議案のうち、6議案が原案どおり承認され、「高齢者福祉事業の取扱い」は議案の一部が継続協議となりました。

報告事項

公共的団体について

第6回協議会で、その取扱いについては承認されました。委員から、「公共的団体にはどのようなものがあるのか」という質問がありました。そこで今回、補助金交付団体等、行政の関与が深い団体の一覧表と統合

動向の見込みを専門部会が報告しました。各務原市が75団体、川島町が61団体となっています。
(下表を参照)

継続協議事項

新市建設計画策定にかかるアンケート調査の結果について

アンケート調査の結果と分析について、事務局から報告がありました。(詳細は255ページを参照)

町名、字名の変更について

第5回協議会で専門部会から提案があつた調整案に対し、意見が分かれたため継続協議となつていました。

前回と同じ調整案が提案され、原案どおり承認されました。

「川島町内の町の名称を変更する。川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付したもの

を変更後の町の名称とする」
※例えば「羽島郡川島町河田町」
は「各務原市川島町河田町」と

協議事項

使用料、手数料の取扱いについて

う意見があるが、新市になって一定の時期に改めて検討してはどうか

●公共的団体の動向		
動向項目	各務原市	川島町
合併時に統合の見込み(既存団体及びその翌年度までの見込)	25	29
将来統合(予定)	5	5
各自の目的を持った団体等について現行どおり存続	11	6
その他(検討中等)	34	21
計	75	61

※「公共的団体」とは、商協、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社等の厚生社会事業団体、婦人団体、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体など、公共的な活動を営むもので、法人にはこだわらない



各務原市で開催
を残すことに

協議の結果、次のとおり承認されました。

「使用料については、原則として、各務原市に統一するものとする。ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別に判断すべきものは、個別の施設ごとに決定する。」

手数料については、原則として、各務原市に統一するものとする。なお、保育料と水道・下水道使用料については、別途協議することになっています。

【主な意見】

・各務原市では施設の免除措置はあるのか

(専門部会回答)

市民会館に関しては、基本的に減免はない。ただしそれ以外の福祉センターや一般的な公民館には登録団体割度があり、減免にすることはある。合併と一緒に減免にするのでなく、徐々に軟着陸をするといいのではないか

・ブルのようにグレードが違うものは、利用料が違っていてもいい

補助金、交付金等の取扱いにつ

いて

協議の結果、次のとおり承認されました。

「補助金、交付金等については、原則として、各務原市に統一するものとする」

なお、調整方針として「公益性、公益性の観点から、補助の内容、費用対効果を検討して統一、調整を図る」「各務原市の補助金交付に関する基本方針及び補助金審査基準に基づいて、こととなっています。」

【主な意見】

・川島町の補助金は、健康や教育に配慮してきた経緯がある

・各務原市は次の基準で補助金を削減してきた。効果のない補助金はやめる、初期の目的を達した補助金はやめる、黒駄な補助金はやめる

・川島町ではスポーツ団体への補助があるので、各務原市にはないがどうしてか

(専門部会回答)

川島町が団体等に補助金を出して実施しているものの中には、各務原市では市が直接実施しているものがある。また、川島町が独自で実施しているものもある。前者は各務原市に統一すればいい。後者は減らせないか、見直せないかという整理を今やっている

障害者福祉事業の取扱いについて

協議の結果、次のとおり承認されました。

「障害者の福祉制度については、原則として各務原市の現行制度に統一するものとする。」

ただし、川島町が実施し、各務原市が未実施である「補助大



第7回合併協議会の様子（各務原市産業文化センター）

第7回協議会を 「川島」の名称

